

(証券コード 7609)  
平成28年3月8日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号  
**ダイトエレクトロン株式会社**  
代表取締役社長 前 績 行

### 第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日(火曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成28年3月30日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号  
当社 6階 大会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目 的 事 項 1. 第64期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監  
査結果報告の件  
2. 第64期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)  
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daitron.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daitron.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和策の効果、輸出産業を中心とした企業収益の改善により全般的に緩やかな回復傾向で推移いたしました。また世界経済では、米国の堅調な景気拡大や欧州の景気が回復傾向にて推移したことにより、概ね堅調に推移いたしました。しかしながら、中国をはじめとしたアジア新興国経済の成長の鈍化や米国の金融政策の影響への不安などが見られることから、日本経済も含めた世界の経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界におきましては、情報通信産業のスマートフォンやタブレット端末の需要の伸長率が前年度と比較して鈍化傾向にあるものの、自動車搭載用の電子機器関連分野の生産が好調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループの業績は、製造装置分野やオリジナル製品の販売が伸長したことにより、売上高は前年同期の実績を上回り、利益面におきましても前年同期の実績を大きく上回りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は43,214百万円（前年同期比11.7%増）、営業利益は1,542百万円（前年同期比99.1%増）、経常利益は1,537百万円（前年同期比78.5%増）、当期純利益は1,131百万円（前年同期比76.5%増）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、当社グループは、「オリジナル製品の強化・拡大」「海外ビジネスの強化・拡大」「既存市場・顧客の深耕と横展開」「新規市場・顧客の開拓」の戦略テーマに対する取組みに注力しており、当社は新規市場の開拓と既存市場への横展開を図るため、電子部門と機械部門を統合いたしました。

これに伴い、当連結会計年度より、従来の「電子機器及び部品」「製造装置」の2つのセグメントを統合し、「国内販売会社」に名称を変更しております。また、従来の「国内子会社」

につきましても、オリジナル製品の強化・拡大を図るメーカー機能として「国内製造会社」に名称を変更し、グローバルビジネスの加速を図る「海外子会社」と合わせて3つの報告セグメントに区分を変更しております。

また、各セグメントの前年同期比較については、前年同期の実績を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較しております。

#### <国内販売会社>

当セグメントにつきましては、「エンベデッドシステム」のコンピュータ製品、「電源機器」のスイッチング電源や「画像関連機器・部品」のCCDカメラ及び周辺機器等が好調に推移したことに加え、「電子部品製造装置」等の製造装置の販売が前年同期と比べて伸長したため、売上、利益共に前年同期の実績を大きく上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は36,770百万円（前年同期比13.4%増）、セグメント利益（営業利益）は445百万円（前年同期比123.1%増）となりました。

#### <国内製造会社>

当セグメントにつきましては、製造装置を手掛けるダイトロンテクノロジー株式会社は、通信関連機器向け半導体製造装置の需要や照明用デバイスの需要増加に伴い国内及び中国市場を中心に加工・検査装置等の販売が伸長したことから、売上、利益共に前年同期の実績を大きく上回りました。また、電子機器及び部品を手掛けるダイトデンソー株式会社は、主に航空宇宙・防衛分野におけるハーネス、計測器分野等におけるスイッチング電源、その他の分野におけるハーネスや特殊コネクタ等の販売が好調に推移したことから、売上、利益共に前年同期の実績を大きく上回りました。

しかしながら、当セグメントの売上はセグメント間取引が中心であり、外部顧客への売上高につきましても前年同期の実績とほぼ変わらず推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は2,114百万円（前年同期比0.7%増）、セグメント利益（営業利益）は819百万円（前年同期比76.9%増）となりました。

#### <海外子会社>

当セグメントにつきましては、中国市場におきましては「電子部品&アセンブリ商品」や「半導体」等の販売が伸長しましたが、「電源機器」の販売減少に伴い減収減益となりました。東南アジア市場では「半導体」の販売が増加したことにより、増収増益となりました。また、米

国市場でも「電子部品&アセンブリ商品」の販売が伸長し、増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は4,328百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益（営業利益）は235百万円（前年同期比335.1%増）となりました。

#### セグメント別売上高

セグメント	第63期		第64期（当期）	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
国内販売会社	32,433,816	83.8	36,770,934	85.1
国内製造会社	2,099,273	5.4	2,114,618	4.9
海外子会社	4,169,489	10.8	4,328,471	10.0
合計	38,702,579	100.0	43,214,024	100.0

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は180百万円であります。そのうち当社における主なものは、会計システムのバージョンアップ18百万円、物流システムの導入6百万円等であります。また、国内子会社における主なものは、新規工場建設関連45百万円、生産設備等29百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況特に記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況特に記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第61期 (平成24年12月期)	第62期 (平成25年12月期)	第63期 (平成26年12月期)	第64期(当期) (平成27年12月期)
売上高 (千円)	36,067,441	34,899,491	38,702,579	43,214,024
経常利益 (千円)	466,934	252,674	861,246	1,537,053
当期純損益 (千円)	182,761	△77,082	641,237	1,131,681
1株当たり 当期純損益金額 (円)	16.49	△6.94	57.74	101.91
総資産 (千円)	23,622,689	23,766,103	27,312,572	28,681,982
純資産 (千円)	11,525,216	11,630,556	12,161,655	13,179,967

(注) 1. 1株当たり当期純損益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、第61期において株式給付信託（従業員持株会処分型）を導入しております。

この導入に伴い、第61期の1株当たり当期純損益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均発行済株式総数は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式の数を控除しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイトロンテクノロジー株式会社	191,700千円	100%	製造装置の開発・製造及び販売
ダイトデンソー株式会社	220,000千円	100%	電子機器及び部品の設計・製作及び販売
ダイトロン,INC.	4,000,000 米ドル	100%	北米市場における電子機器及び部品の製造、販売及び輸出入、製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	2,500,000 マレーシアリンギット	100%	マレーシア、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
大都電子(香港)有限公司	3,800,000 香港ドル	100%	香港、中国華南市場における電子機器及び部品等の販売、調達及び輸出入
大途電子(上海)有限公司	550,000 米ドル	100%	中国市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	1,000,000千 韓国ウォン	100%	韓国、東アジア市場における電子機器及び部品の販売、調達及び輸出入

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く経営環境は、①日本市場の停滞・縮小、②EMS（電子機器の設計・製造等の受託生産サービス）の台頭などを背景とした商社不要論、③アジア新興国企業の台頭によるコスト競争激化、という3つの大きな課題に直面しております。

これらの課題に立ち向かい、新たなダイトロングループの創造を目指して、当社グループは「第8次三ヵ年経営計画（平成26年～平成28年）」を策定いたしました。

この「第8次三ヵ年経営計画」では、スローガンとして「量より質を求める経営への転換～グローバルニッチで高収益企業を目指す～」を掲げ、中長期的には、企業価値を高め、全てのステークホルダーの期待に応える「エクセレントカンパニー」を目指す経営を推し進めております。

当社グループの経営戦略は、第一に経営環境の急激な変化に対応可能な「経営のスピードアップ」を図ること、第二に成長市場と縮小市場の激しい入れ替わりを見極めながら「事業構造の変革」を加速させていくことであります。特に事業構造の変革については、新たに築いた事業基盤を基礎に新規事業を積極的に開発・育成し、新たなマーケットへの開拓によって、安定した収益体質の構築を図っております。

また、事業戦略として、当社グループは、次の4つの戦略テーマに取り組んでおります。

##### ① オリジナル製品の強化・拡大

当社グループは、独自の『製販一体路線』を追求し、お客様の声を的確に捉えた付加価値の高いオリジナル製品を開発し、顧客満足度アップと「Daitron」ブランドの市場プレゼンス向上につなげ、オリジナル製品の更なる強化・拡大を推し進めてまいります。

##### ② 海外ビジネスの強化・拡大

オリジナル製品（「Daitron」ブランド）の充実に伴い、海外現地顧客との取引拡大に不可欠な自社ブランド力が備わってきたこと、海外販売網が欧米・アジアなど世界各地に拡大してきたことなどから、従来以上に海外ビジネス展開を加速してまいります。

##### ③ 既存市場・顧客の深耕と横展開

当社グループにおきまして既存市場及び既存顧客は、現在の当社グループを支えている重要な経営基盤であります。しかし、この分野においても、市場環境や顧客ニーズが徐々に変化しており、当社グループがこれまで築き上げてまいりました技術シーズや有力仕入先網などを駆使し、既存市場・顧客の深耕と横展開を推し進めてまいります。

また、既存市場・顧客の「横展開」として、当社グループでは『パワーデバイス関連』『高輝度LED関連』『電源関連及び2次電池分野』『高機能部品&アセンブリ商品』などの注力分野へ取組みを強化し、既存市場・顧客の着実な拡大を図っております。

#### ④ 新規市場・顧客の開拓

国内の事業環境は、エレクトロニクス業界の構造変化や一部市場の急速な縮小、生産・開発部門の海外移転の増加などにより大きく変化しており、こうした変化の中で収益確保を図っていくためには、新規市場・顧客の開拓が不可欠となっております。当社グループは、国内における『LED照明』『無停電電源装置』『太陽光発電関連システム』などの新規市場・顧客の開拓と同時に、海外においても各拠点の市場環境に即したビジネスモデルの創造などを推し進めてまいります。

当社グループは前述の課題に対し、グループ一丸となって取組み、基本方針である「技術商社」としての『製販一体路線』を追求することにより、高収益企業グループを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

##### ① 当社グループの主な取扱商品・製品

（電子機器及び部品）

- ・電子部品&アセンブリ商品  
コネクタ、ハーネス、PCBアセンブリ、機器組立配線、その他
- ・半導体  
カスタムIC、ASSP、画像IC、その他
- ・エンベデッド（組込み用ボード）システム  
産業用カスタムPC、超小型PC、組込み用シングルボードコンピュータ、その他
- ・電源機器  
スイッチング電源、無停電電源装置、瞬低保護装置、その他
- ・画像関連機器・部品  
CCDカメラ、レンズ・照明、画像処理装置、その他
- ・情報システム  
TV会議システム、非接触ICカードシステム、その他
- ・電子機器及び部品のその他  
エコ関連商品、その他

(製造装置)

- ・光デバイス製造装置  
LD用製造装置、LED用製造装置、その他
- ・LSI製造装置  
MEMS製造装置、パワーデバイス製造装置、その他
- ・フラットパネルディスプレイ製造装置  
液晶パネル製造装置、有機ELパネル製造装置、その他
- ・電子材料製造装置  
シリコンウェーハ製造装置、サファイアウェーハ製造装置、その他
- ・エネルギーデバイス製造装置  
太陽電池製造装置、燃料電池製造装置、その他

② セグメント別事業内容

- ・国内販売会社  
前記取扱商品の内、電子機器及び部品全般、製造装置全般につき、国内外の仕入先及び関係会社から仕入れ、国内外の顧客及び関係会社に販売しております。
- ・国内製造会社  
前記取扱商品の内、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品や電源機器、画像関連機器・部品、製造装置の光デバイス製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、電子材料製造装置等の開発、製造及び販売を行っております。
- ・海外子会社  
前記取扱商品全般につき、海外各地域の市場を対象に販売及び輸出入、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品の製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

① 当社

事業所	所在地
本社	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
東京本部	東京都千代田区麴町三丁目6番地
名古屋支店	名古屋市中区栄三丁目10番22号
グリーン・ファシリティ部	(東京都・大阪府・京都府・岐阜県)
営業拠点	多摩営業所 東京電子営業所 横浜営業所 宇都宮営業所 松本営業所 日立出張所 名古屋電子営業所 金沢営業所 静岡営業所 大阪電子営業所 京都営業所 神戸営業所 広島営業所 福岡電子営業所 電子デバイス営業部 (東京都・大阪府) 情報システム営業部 海外営業一部 海外営業二部 (東京都) 東京機械営業所 大阪機械営業所 名古屋機械営業所 福岡機械営業所
物流拠点	商品仕入部 (東京都・大阪府)
海外拠点	台北支店 (台湾)

② 子会社

会社名	主要な事業所
ダイトロンテクノロジー株式会社	本社 (大阪府) 工場 (京都府・岐阜県・石川県・東京都)
ダイトデンソー株式会社	本社 (滋賀県) 工場 (滋賀県・東京都・愛知県・岐阜県)
ダイトロン,INC.	本社 米国 (オレゴン州) 工場 米国 (ネブラスカ州)
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	本社 マレーシア (クアラルンプール)
大都電子(香港)有限公司	本社 中国 (香港)
大途電子(上海)有限公司	本社 中国 (上海)
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	本社 韓国 (ソウル)

(7) 使用人の状況 (平成27年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内販売会社	282 (124) 名	3名増 (5名増)
国内製造会社	220 (138)	3名増 (11名増)
海外子会社	86 (42)	変動なし (18名増)
全社 (共通)	56 (12)	変動なし (1名増)
合計	644 (316)	6名増 (35名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、取締役を兼務しない執行役員12名は、使用人数に含めておりません。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。なお、各セグメントの前連結会計年度末比増減につきましては、前年同期の実績を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
338 (136) 名	3名増 (6名増)	40.9歳	16.8年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、取締役を兼務しない執行役員6名は、使用人数に含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	500,000 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	405,565 千円
日本生命保険相互会社	100,000 千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、当社を存続会社として100%出資の連結子会社であるダイロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の2社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 40,000,000株                     |
| ② 発行済株式の総数   | 11,155,979株<br>(自己株式51,811株を含む) |
| ③ 株主数        | 4,779名                          |
| ④ 大株主（上位10名） |                                 |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ダイترون福祉財団	1,000千株	9.0%
株式会社みずほ銀行	399	3.5
ダイトエレクトロン従業員持株会	367	3.3
株式会社三菱東京UFJ銀行	363	3.2
濱 田 博	332	2.9
中 谷 元 博	200	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	200	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	198	1.7
日本生命保険相互会社	181	1.6
濱 田 裕 久	180	1.6

(注) 持株比率は自己株式（51,811株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	高 本 敬	ダイトロンテクノロジー株式会社代表取締役会長 ダイトデンソー株式会社代表取締役会長 ダイトロン,INC. Director,Chairman 公益財団法人ダイトロン福祉財団理事長
代表取締役社長	前 績 行	
取締役	野 中 昇	ダイトロンテクノロジー株式会社代表取締役社長
取締役	小 林 雅 則	ダイトデンソー株式会社代表取締役社長
取締役	木 村 安 壽	木村公認会計士事務所所長 公益財団法人ダイトロン福祉財団監事
常勤監査役	横 山 廣 男	
監査役	和 田 徹	フェニックス法律事務所共同代表 OUGホールディングス株式会社社外監査役
監査役	八 木 春 作	公認会計士・税理士八木春作事務所所長 新明和工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役木村安壽氏は、社外取締役であります。
2. 監査役和田徹氏及び八木春作氏は、社外監査役であります。
3. 取締役木村安壽氏並びに監査役和田徹氏及び八木春作氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 監査役和田徹氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的見識を有しており、また、八木春作氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	前 績 行	最高執行責任者
常務執行役員	幾 谷 慎 司	営業本部長 営業本部 営業推進部長
上席執行役員	毛 利 肇	管理本部長 管理本部 財務部長
上席執行役員	片 山 博 文	グリーン・ファシリティー部長
執行役員	木 村 謙 太	営業本部 商品仕入部長
執行役員	土 屋 伸 介	営業本部 海外事業部門長
執行役員	千 原 恒 人	営業本部 国内事業部門長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
紺谷健治	平成27年3月27日	任期満了	代表取締役会長 ダイトロンテクノロジー株式会社代表取締役会長 ダイトデンソー株式会社代表取締役会長 ダイトロン,INC. Director,Chairman 公益財団法人ダイトロン福祉財団評議員会会長

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	4名 (1名)	98,460千円 (10,500千円)
監査役 (うち社外監査役分)	3名 (2名)	22,680千円 (10,800千円)
合計 (うち社外役員分)	7名 (3名)	121,140千円 (21,300千円)

- (注) 1. 上記には、平成27年3月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年9月20日開催の臨時株主総会決議において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年3月30日開催の第47期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 当社は、平成20年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
- これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し49,800千円の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木村安壽氏は、木村公認会計士事務所所長、公益財団法人ダイトロン福祉財団監事であります。当社は、木村公認会計士事務所とは特別の関係はありません。また、同氏は不二電機工業株式会社の社外監査役でありましたが、平成27年4月23日付で退任いたしました。当社は、不二電機工業株式会社との間に一般的な商取引の関係があります。

監査役和田徹氏は、フェニックス法律事務所共同代表、OUGホールディングス株式会社社外監査役であります。当社は、フェニックス法律事務所、OUGホールディングス株式会社とは特別の関係はありません。

監査役八木春作氏は、公認会計士・税理士八木春作事務所所長、新明和工業株式会社社外監査役であります。当社は、公認会計士・税理士八木春作事務所、新明和工業株式会社とは特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 木村安壽	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 和田 徹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 八木春作	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
I 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,800千円
II 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記Ⅰの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社の会計監査人の「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務は、グループ企業価値最大化に向けたグループ組織構造改革に関するアドバイザリー業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの社会的信頼の維持、業務の公正性を確保することを目的としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は役員及び従業員の行動規範として、コンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

取締役会は取締役会規定に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通と相互の業務を監督することとする。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めることとする。更に、各取締役の職務執行について社外監査役を含む監査役会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定又は職務の執行に係る情報は文書管理規定に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存することとする。また、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できることとする。
- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
当社グループのリスク管理を体系的に行うことを目的としてリスク管理規定を制定し、リスク管理責任者及び各部署でのリスク管理担当者を任命する。また、それらを統括する組織としてグループリスク管理委員会を設置して、未然防止対策の策定及び進捗管理を行うと共に、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することとする。
- ④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営環境変化に対応し現場における意思決定をより迅速にするため、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能及び責任の分担を明確にすることとしている。その他、組織規定・業務分掌規定・職務権限規定・稟議規定を制定し、それぞれの業務の責任及び執行手続の詳細について定め、その適切な運営を図ることとする。  
子会社については、当社の基準に準拠した職務権限等を規定し、その適切な運用を図ることとする。
- ⑤ 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。  
企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置する等、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めている。なお、違反の疑義があるような行為が発生したときには、リスク管理規定に基づき迅速な情報収集・対処と情報開示を適時適切に行うこととする。  
法令に則した諸規定を制定しており、監査室はその遵守状況について監査を行い、取締役並びに監査役会に報告することとする。
- ⑥ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社のグループ各社の取締役等は、グループ経営管理規定に基づき、法定事項に加え当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について当社に報告することとする。

⑦ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は会長・社長及び主要な子会社の社長並びに社外取締役で構成し、常にグループレベルでの経営状況を把握し、グループ企業価値最大化に向けた中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進することとする。

当社グループの多様性を活かし、より強力にグループ経営を推進するため、グループ経営戦略室を設置して戦略立案を行うこととする。

当社と一体となったグループ経営管理体制を構築するため、グループ経営管理規定を制定し、これに基づいた運営を子会社に求めることとする。

グループ全社でダイレクトグループ行動憲章に基づいた業務活動を行うことにより、コンプライアンスの維持向上を目指すこととする。

当社並びに当社の子会社の監査役（社外監査役含む）は、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、グループ各社の監査に関する情報及び意見を交換し、グループ全体の企業統治を担える体制をとることとする。

⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査室がその職務を行うこととする。

監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

監査室長の人事異動に関しては、監査役会の承認を得た上で取締役会にて決定することとする。

⑨ 当社並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社及び当社の子会社における次の事項を報告することとする。

- a) 会社に著しい損害を及ぼす事項
- b) 毎月の経営状況として重要な事項
- c) 監査室の監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

d) 重大な法令・定款違反

e) その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

前記に関わらず、監査役は必要に応じて、役員及び従業員に対して報告を求めることができることとする。

監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、コンプライアンスマニュアルにおいて通報者が不利益を被ることはないこととする。

- ⑩ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査業務に係る費用は会社が負担し、その必要額は年間予算を設定して確保することとする。

監査役より監査費用の前払請求や立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払うこととする。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規定の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べると共に、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめると共に会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年7月24日開催の当社取締役会決議により内容を一部改正しており、上記の基本方針は当該改正がなされた後のものです。

なお、改正内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に対する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。取締役会は、原則として月1度の定時開催とし、更に重要案件が発生した時は、適時臨時取締役会を開催することとしております。取締役会の参加者は十分に情報を与えられた上で、誠実に相当なる注意を払って、会社及び株主の最善の利益のために行動しております。また、当社取締役会は会長、社長及び主要な子会社の社長並びに社外取締役で構成しているため、常にグループでの経営状態を把握し、グループ企業価値の最大化に向けて、「グループ総合力の強化」を図るための中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進しております。

当事業年度においては、取締役会は17回開催されております。

### ② コンプライアンスの状況

当社グループでは、当社代表取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外の関連法規の遵守を柱とする高い倫理観に根ざしたコンプライアンス体制を構築して、グループの健全で円滑な企業運営へ向けた内部統制の強化及び統制活動の整備推進に取り組んでおります。また、企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトングループ・コンプライアンスホットライン」を設置し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

当事業年度においては、コンプライアンス委員会は2回開催しており、委員は情報開示委員会及びグループリスク管理委員会と連携を取り、常に情報の収集に努めております。

また、取締役会並びに執行役員会等の審議を通じ、コンプライアンスに関する該当事項を把握しております。

### ③ リスク管理体制の状況

当社グループでは、当社管理本部長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上に取り組んでおります。また、経営に重大な影響を及ぼすと懸念されるさまざまなリスクを未然に防止し、ステークホルダーの利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、経営資源の保全に努めており、各事業部門に管理責任者を指名し、リスク管理活動を行うと共に、リスク管理に関する重要事

項を速やかに報告する体制をとっております。

当事業年度においては、グループリスク管理委員会は4回開催されております。

④ グループ会社管理体制

当社グループでは、ダイトロングループ間の意思の疎通を図り、円滑なグループ活動と、技術、生産、営業の諸問題につきグループとしての統一性をもった体制整備を行うため、協調を促進するため、原則として年1回以上のグループ合同役員会を開催しております。

当事業年度においては、グループ合同役員会は2回開催されております。

⑤ 監査役と内部監査の状況

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり適法、適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外監査役2名はそれぞれ弁護士、公認会計士・税理士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。

また、内部監査については、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当4名により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。

監査役会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

**(6) 株式会社の支配に関する基本方針**

**I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要**

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社となる会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなけれ

ばならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 2 の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「ダイトロンスピリッツ」と称して、創業の精神、行動規範、経営理念を制定し、株主満足・顧客満足・仕入先満足・従業員満足の 4 つの視点を経営方針として定めると共に、法令遵守や社会貢献への取組みを企業の基本姿勢として提示しております。

また、平成 26 年を初年度とする「第 8 次三ヵ年経営計画（平成 26 年～平成 28 年）」を策定し、第 6 次及び第 7 次の三ヵ年経営計画において定めた次の 2 つの経営指針「Coordinator for the NEXT」「量より質を求める経営」をグループ・ステートメントとして定めております。

### 2. 企業価値の源泉

当社グループは、メーカーを有する「技術商社」としてマーケティング力と物流サービス力に、商品・サービスの高付加価値化と収益力の向上につながる「メーカー機能」を主軸とした『製販一体』を追求し、ここに付加価値を見出していくことが当社の最も基本的な戦略であります。

- ① 製販一体路線のグループ編成
- ② 技術商社としての先見性とマーケティング力
- ③ 業界トップクラスの物流サービス機能
- ④ 優良な顧客資産と豊富な口座数

これらの強みを活かすことにより、顧客ニーズを的確に具現化し、付加価値とコスト競争力の高い商品・サービスの提供を可能にしております。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループは、経済のグローバル化が進み企業を取り巻く経営環境が著しく変化する中、企業が持続的に発展し、「企業価値の最大化」を常に追求していくことが社会の健全な発展に寄与し、社会的責任を果たすものと考えております。そのために必要不可欠となる法令遵守はもとより、企業倫理、地球環境、社会貢献等を含んだ経営理念を制定しております。この経営理念を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識し、**事業報告17頁「2. 会社の現況(5) 業務の適正を確保するための体制」**に記載のとおりの方針を実施しております。

### 4. ステークホルダーからの信頼を得るための取組み

当社グループは、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、コンプライアンス、リスク管理、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動等C S R（企業の社会的責任）活動の更なる充実・強化に努めてまいります。

## Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社としては、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉すると共に、当社の株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年2月6日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的内容を決定し、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、更新いたしました。なお、当社は、平成23年3月30日開催の第59期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入していたものであり、本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めると共に、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitron.co.jp/index.html>）で公表している平成26年2月6日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

#### 1. 本プランの発動に係る手続

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

#### 2. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者に対して所定の手続に従うことを要請すると共に、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### 3. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

### 4. 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、取締役会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

## IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 対抗措置に係る合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

## 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>23,658,183</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,305,058</b>
現金及び預金	6,281,111	支払手形及び買掛金	6,701,389
受取手形及び売掛金	11,182,946	電子記録債務	3,530,209
電子記録債権	2,387,438	短期借入金	100,000
商品及び製品	1,604,495	一年内返済予定の長期借入金	66,660
仕掛品	1,383,590	リース債務	44,928
原材料	339,710	未払法人税等	291,006
繰延税金資産	102,495	賞与引当金	57,095
その他	380,216	製品保証引当金	39,845
貸倒引当金	△3,820	前受金	573,051
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,023,798</b>	その他	900,873
<b>有形固定資産</b>	<b>3,172,584</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,196,956</b>
建物及び構築物	1,100,491	長期借入金	838,905
機械装置及び運搬具	63,422	リース債務	71,996
土地	1,840,398	退職給付に係る負債	2,215,662
その他	168,271	資産除去債	48,292
<b>無形固定資産</b>	<b>81,866</b>	その他	22,100
その他	81,866	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,502,014</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,769,348</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,120,538	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,905,793</b>
従業員に対する長期貸付金	1,716	資本金	2,200,708
繰延税金資産	133,220	資本剰余金	2,482,896
その他	580,947	利益剰余金	8,242,070
貸倒引当金	△67,074	自己株式	△19,882
<b>資 産 合 計</b>	<b>28,681,982</b>	その他の包括利益累計額	270,807
		その他有価証券評価差額金	422,229
		繰延ヘッジ損益	△1,176
		為替換算調整勘定	6,194
		退職給付に係る調整累計額	△156,439
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>3,366</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,179,967</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>28,681,982</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	43,214,024
売上原価	33,744,199
売上総利益	9,469,825
販売費及び一般管理費	7,927,394
営業利益	1,542,430
営業外収益	79,873
受取利息	4,623
受取配当金	22,611
受取違約金	11,909
仕入割引	10,255
雑収入	7,077
営業外費用	23,395
支払利息	85,250
売却却損	19,578
売却引損	3,648
為替引損	11,364
雑損失	42,536
経常利益	8,122
特別利益	1,537,053
固定資産売却益	66,818
投資有価証券売却益	5,305
特別損失	61,512
固定資産除売却損	25,910
投資有価証券評価損	698
減損損失	1,780
税金等調整前当期純利益	23,431
法人税、住民税及び事業税	1,577,960
法人税等調整額	501,878
少数株主損益調整前当期純利益	△55,599
当期純利益	1,131,681
当期純利益	1,131,681

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,200,708	2,482,896	7,276,961	△19,335	11,941,230
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△166,571		△166,571
当期純利益			1,131,681		1,131,681
自己株式の取得				△546	△546
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	965,109	△546	964,562
当連結会計年度末残高	2,200,708	2,482,896	8,242,070	△19,882	12,905,793

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	356,199	△5,362	1,372	△135,151	217,058	3,366	12,161,655
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△166,571
当期純利益							1,131,681
自己株式の取得							△546
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	66,029	4,186	4,821	△21,287	53,749	-	53,749
当連結会計年度変動額合計	66,029	4,186	4,821	△21,287	53,749	-	1,018,312
当連結会計年度末残高	422,229	△1,176	6,194	△156,439	270,807	3,366	13,179,967

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目	目		科目	目	
<b>流動資産</b>		<b>19,349,563</b>	<b>流動負債</b>		<b>11,881,179</b>
現金及び預金		4,945,414	支払手形		1,034,036
受取手形		933,620	電子記録債権		4,555,924
電子記録債権		2,104,744	買掛金		4,326,819
売掛金		9,403,969	短期借入金		100,000
商品		1,235,263	一年以内返済予定の長期借入金		66,660
前払費用		211,867	リース負債		42,970
繰延税金資産		18,353	未払金		243,814
短期貸付金		49,717	未払法人税等		84,328
未収入金		329,769	前受り金		73,470
その他金		71,739	賞与引当金		480,700
貸倒引当金		46,647	その他		763,299
		△1,543	<b>固定負債</b>		<b>2,354,855</b>
<b>固定資産</b>		<b>5,618,056</b>	長期借入金		838,905
<b>有形固定資産</b>		<b>2,052,721</b>	リース負債		71,143
建物		887,240	退職給付引当金		1,387,683
構築物		6,069	資産除却負債		46,424
機械装置		1,470	その他		10,700
工具、器具及び備品		21,155	<b>負債合計</b>		<b>14,236,035</b>
土地		1,094,223	<b>純資産の部</b>		
その他		42,562	<b>株主資本</b>		<b>10,310,282</b>
<b>無形固定資産</b>		<b>57,369</b>	資本		2,200,708
ソフトウェア		1,395	資本剰余金		2,482,896
電話加入資産		42,977	利益剰余金		2,482,896
電話加入資産		12,996	利益剰余金		5,646,559
<b>投資その他の資産</b>		<b>3,507,965</b>	利益剰余金		163,559
投資有価証券		1,119,904	その他利益剰余金		5,482,999
関係会社株式		1,691,644	別途積立金		4,950,000
長期貸付金		337,985	繰越利益剰余金		532,999
差入保証金		448,094	<b>自己株</b>		<b>△19,882</b>
繰延税金資産		10,571	評価・換算差額等		421,302
その他		75,960	その他有価証券評価差額金		422,479
貸倒引当金		△176,195	繰延ヘッジ損益		△1,176
<b>資産合計</b>		<b>24,967,620</b>	<b>純資産合計</b>		<b>10,731,585</b>
			<b>負債・純資産合計</b>		<b>24,967,620</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	37,855,927
売上高	31,624,554
売上費及び一般管理費	6,231,372
営業外収益	5,840,940
営業外収益	390,432
受取配当金	315,686
受取配当金	14,812
受取配当金	210,984
受取配当金	54,682
受取配当金	10,374
受取配当金	24,832
営業外費用	124,708
支払利息	24,811
支払利息	3,648
支払利息	19,410
支払利息	5,024
支払利息	54,098
支払利息	17,715
特別利益	581,409
特別利益	64,809
特別利益	3,297
特別利益	61,512
特別損失	25,345
特別損失	133
特別損失	1,780
特別損失	23,431
税引前当期純利益	620,874
法人税、住民税及び事業税	155,396
法人税等調整額	△34,806
当期純利益	500,284

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,200,708	2,482,896	2,482,896
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	2,200,708	2,482,896	2,482,896

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	163,559	4,900,000	249,287	5,312,846	△19,335	9,977,116
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△166,571	△166,571		△166,571
別途積立金の積立		50,000	△50,000	-		-
当期純利益			500,284	500,284		500,284
自己株式の取得					△546	△546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	50,000	283,712	333,712	△546	333,166
当 期 末 残 高	163,559	4,950,000	532,999	5,646,559	△19,882	10,310,282

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	356,480	△5,362	351,118	10,328,234
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△166,571
別途積立金の積立				－
当期純利益				500,284
自己株式の取得				△546
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	65,998	4,186	70,184	70,184
当 期 変 動 額 合 計	65,998	4,186	70,184	403,350
当 期 末 残 高	422,479	△1,176	421,302	10,731,585

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

ダイトエレクトロン株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村	正之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高崎	充弘	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトエレクトロン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトエレクトロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

ダイトエレクトロン株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村	正之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高崎	充弘	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトエレクトロン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年2月5日開催の取締役会において、平成29年1月1日（予定）を効力発生日として、完全子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社を吸収合併することを決議し、同日付けで合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

ダイトエレクトロン株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 横 山 廣 男 ㊟

監査役(社外監査役) 和 田 徹 ㊟

監査役(社外監査役) 八 木 春 作 ㊟

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

第64期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、277,604,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年3月31日

(2) その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその金額  
繰越利益剰余金 220,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその金額  
別途積立金 220,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、当社を存続会社として100%出資の連結子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の2社を平成29年1月1日（予定）に吸収合併することを決議いたしました。この合併に伴い新体制の効果を最大限に発揮するため、商号の変更を行うものであります。なお、この変更は平成29年1月1日より効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。（変更案第1条、附則）
- ② 上記①の合併に伴い3社の目的を統合させ、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、事業目的の変更を行うものであります。（変更案第2条）
- ③ 単元未満株式を所有されている株主の皆様の利便性を図るため、会社法第194条に規定する単元未満株式の売渡しを当社に対して請求することが可能となるよう、変更案第10条を新設するものであります。（変更案第9条、第10条）
- ④ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第39条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。（変更案第30条第2項、第40条第2項）
- ⑤ 上記条文の新設により、条数並びに号数の一部繰下げを行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社はダイトエレクトロン株式会社と称し、英文ではDaito Electron Co.,Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社はダイトロン株式会社と称し、英文ではDaitron Co.,Ltd.と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>電気機器、通信機器、電子機器及び部品の製造販売</u></li> <li>2. <u>自動制御装置、情報処理装置、自動作動装置の製造販売</u></li> <li>3. <u>理化学試験機、精密計測器、度量衡器の製造販売</u></li> <li>4. <u>空気調整装置、無塵無菌装置、恒温恒湿装置の製造販売</u></li> <li>5. <u>半導体製造装置及びその付属機器部品の製造販売</u></li> <li>6. <u>自動刻印機、精密研磨機、工作機械の製造販売</u></li> <li>7. <u>食品製造機械の製造販売</u></li> <li>8. <u>電線、電纜、電気工事材料及び化成品の販売</u></li> <li>9. <u>食料品、酒類の販売</u></li> <li>10. <u>前各号商品の輸出輸入業務</u></li> <li>11. <u>建設業法に係る電気工事業</u></li> <li>12. <u>建設業法に係る機械器具設置工事業</u></li> <li>13. <u>古物商機械工具の売買業</u></li> <li>14. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></li> </ol> <p>第3条～第8条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>以下に掲げる各項目、またはこれらに関する原材料・部品・機器・装置等の設計、製造、販売、保守サービス、輸出入</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>エレクトロニクス関連製品</u></li> <li>(2) <u>電子・電機・産業機械等に関する製造装置</u></li> <li>(3) <u>各種電源装置</u></li> <li>(4) <u>情報処理装置・通信装置等</u></li> <li>(5) <u>自動車・車両・船舶・航空機等</u></li> <li>(6) <u>医療機器・医療用具等</u></li> <li>(7) <u>化学工業品・化学薬品等</u></li> </ol> </li> <li>2. <u>前各号の中古品の売買業</u></li> <li>3. <u>電気工事業および機械器具設置工事業</u></li> <li>4. <u>労働者派遣業</u></li> <li>5. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li> </ol> <p>第3条～第8条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (条文省略)</li> <li>2. (条文省略)</li> <li>3. (条文省略)</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第10条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</li> </ol> <p>第30条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行のとおり)</li> <li>2. (現行のとおり)</li> <li>3. (現行のとおり)</li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条～第29条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</li> </ol> <p>第31条～第39条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役との間に</u>、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>40</u>条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役との間に</u>、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>46</u>条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条(商号)の変更は、平成29年1月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、番野雅行氏は現監査役横山廣男氏の補欠としての候補者、北嶋紀子氏は現社外監査役和田徹氏及び八木春作氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

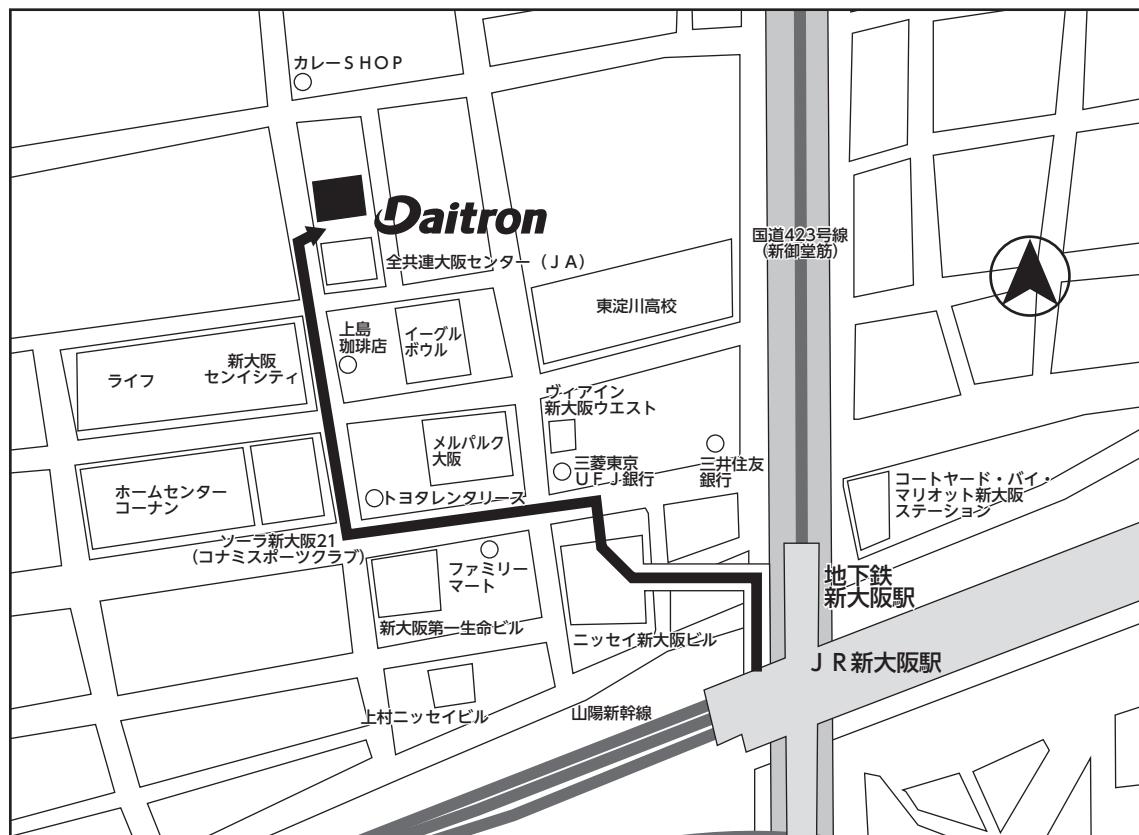
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ばんのまさゆき 番野雅行 (昭和24年3月13日生)	昭和52年4月 大都電子工業株式会社(現ダイトロンテクノロジー株式会社)入社 平成15年3月 ダイトロンテクノロジー株式会社監査役 ダイトデンソー株式会社監査役 平成19年3月 ダイトロンテクノロジー株式会社執行役員管理部長 平成21年3月 同社取締役管理部長 平成25年3月 同社監査役(現) ダイトデンソー株式会社監査役(現) 当社顧問(現)  (重要な兼職の状況) ダイトロンテクノロジー株式会社監査役 ダイトデンソー株式会社監査役	株       100
2	きたじまのりこ 北嶋紀子 (昭和49年10月25日生)	平成12年10月 弁護士登録(現) 井上隆彦法律事務所入所 平成15年2月 フェニックス法律事務所入所 平成24年1月 同法律事務所共同代表就任(現) 平成27年6月 三京化成株式会社社外取締役(現)  (重要な兼職の状況) フェニックス法律事務所共同代表 三京化成株式会社社外取締役	-

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 番野雅行氏が監査役に就任することとなった場合には、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。
3. 北嶋紀子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 北嶋紀子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門的見識を有しており、社外監査役として適任であることから選任をお願いするものであります。
5. 北嶋紀子氏が監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号  
当社 6階 大会議室



- 交通機関
1. JR新大阪駅西口より徒歩10分
  2. 地下鉄（御堂筋線）新大阪駅4番出口より徒歩7分

なお、会場には駐車場がございませんので、車でのご来場はご遠慮下さい。